

別記様式（３関係）

行 政 処 分 簿

被 処 分 者	認 定 番 号	徳島県公安委員会 第 3 7 1 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	M's代行
	主たる営業所が所在する市区町村	美馬市脇町
処 分 年 月 日		令和 7 年 3 月 3 1 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		変更届出書の提出遅延による変更届出義務違反
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 2 2 条第 1 項
処分を行った公安委員会		徳島県公安委員会

注 1 「処分内容」欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載すること。この場合において、処分内容が営業停止命令のときは、併せて停止期間を記載すること。

2 「処分理由」欄には、処分の理由となった行為の概要を簡潔に記載すること。